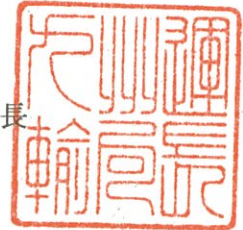


九運貨物第23号  
令和3年4月22日

九州冷蔵倉庫協議会会長 殿

九州運輸局長



安定した輸送力確保に向けた取り組みのお願いについて

平素より、国土交通行政に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業界は、国民の生活と経済を守るためのライフラインとして、さらに今般の新型コロナウイルス感染拡大のなかでも、ステイホームを支えるエッセンシャル事業として、国内物流の中心的な役割を果たす一方、今後も持続的に輸送ニーズに的確に応え、安定した輸送力を確保していくにあたっては、「ドライバー不足」と「働き方改革への対応」という課題に直面しています。

平成30年に成立した働き方改革関連法において、長時間労働の実態が多いトラックドライバーについては令和6年4月より時間外労働時間の上限規制（960時間/年）が適用されることも踏まえれば、早期にドライバーの労働環境及び待遇改善を図り、物流の担い手であるドライバー不足を解消することが急務となっています。

こうした状況を踏まえ、平成30年12月に貨物自動車運送事業法の改正が行われました。この法改正では、法令を遵守しない悪質なトラック運送事業者に厳正に対処するための措置のほか、荷主の皆様にご協力いただきたい事項が盛り込まれています。

つきましては、別紙のとおり九州・沖縄地区の関係行政機関が連携して、安定した輸送力確保に向けた取り組みを実施することといたしましたので、貴団体会員企業の皆様に対して周知していただきますようご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルスによる業務への影響もあるとは存じますが、別紙取り組みにつきまして、何卒ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

(お問い合わせ先)

国土交通省九州運輸局自動車交通部貨物課 藤木

TEL : 092-472-2528 FAX : 092-472-3616